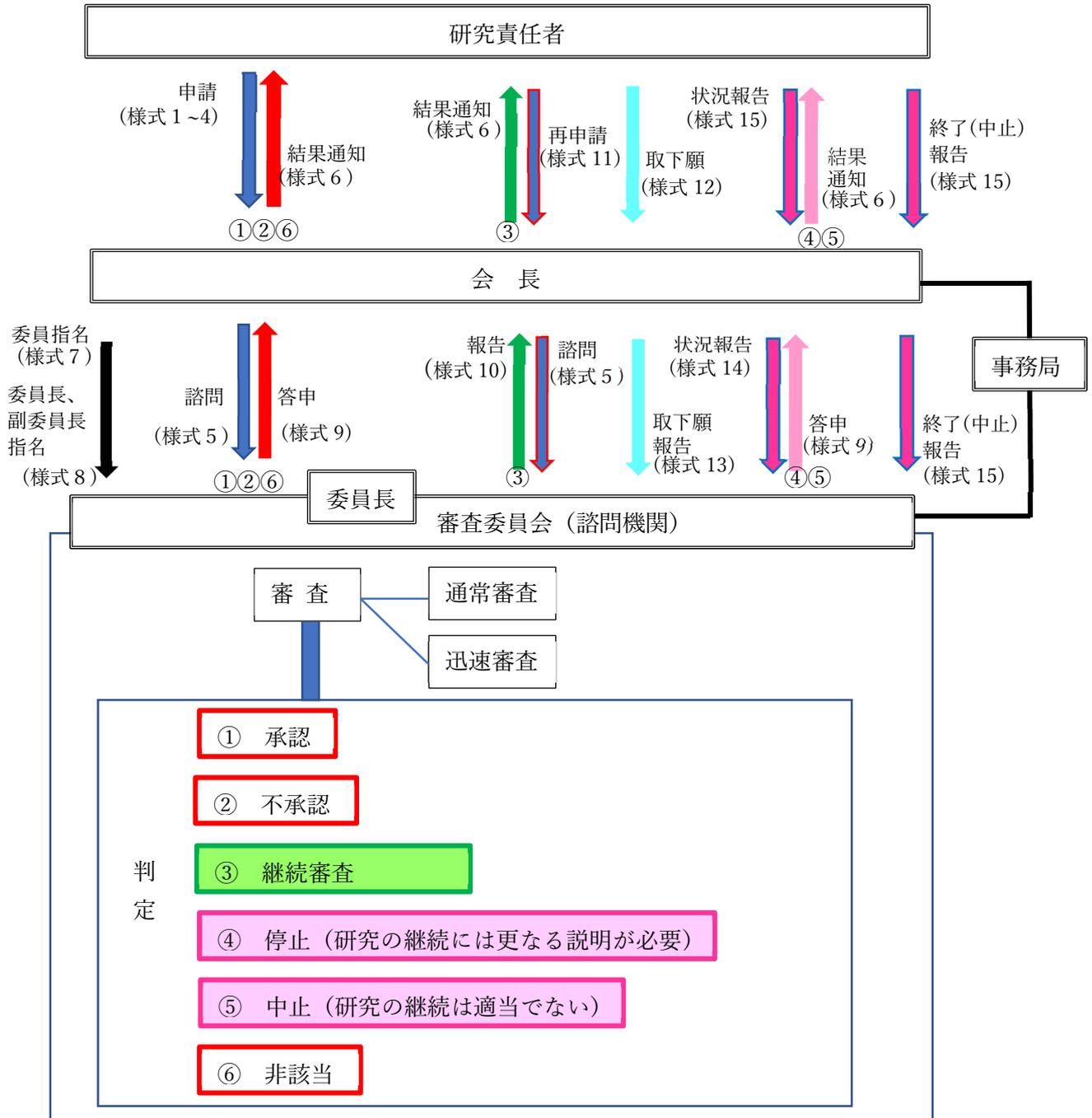


# 研究倫理審査のスキーム

一般社団法人三重県薬剤師会



- 1) 複数年で研究を実施する場合、研究年度ごとに申請すること (規程第 5 条第 2 項)
- 2) 状況報告は、研究年度末ごとに、有害事象の発生時に (規程第 4 条第 2 項)、委員会の求めがあったとき (規程第 17 条) に提出すること